

2015 年 11 月 6 日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

「CBオープン」約款変更決定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「CBオープン」(以下「本ファンド」といいます。)の約款変更を行うことについて、2015年10月5日時点の受益者様に通知し、2015年11月5日までその異議申立を受付けておりました。

今般、異議申立期間が終了し、異議申立の集計を行いました結果、本ファンドの約款変更が決定しましたので下記の通りご案内申し上げます。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 異議申立の集計結果について

2015年10月5日時点の異議申立ができる受益者の受益権総口数	3,224,039,406 口
異議申立を行った受益者の受益権口数の合計	360,276,706 口

2. 約款変更決定について

上記1. の通り、異議申立を行った受益者様の受益権口数の合計が、2015年10月5日時点の受益権総口数の2分の1を超えなかったため、当初の予定通り2015年12月3日をもって約款変更を行います。

以上

2015 年 10 月 5 日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

「CB オープン」投資信託約款変更(予定)のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社が設定・運用しております「CB オープン」につきまして、下記のとおり、投資信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

【変更内容】**①信託財産留保額の新設**

新たに換金時における信託財産留保額（換金申込受付日の基準価額に対して 0.3%）を設けます。

②換金代金の支払開始日の変更

受益者の請求を受け付けた日から起算して「4 営業日目から」としている換金代金の支払開始日を「5 営業日目から」に変更します。

【変更理由】

- ①換金に伴い発生する、組入有価証券に係る売買委託手数料等のコストを換金を行う受益者にご負担いただき、当該信託財産留保額をファンドに組入れることで、受益者間の公平性を確保するためです。
- ②当ファンドの投資銘柄は現在ユーロ円 CB が中心であるため、換金代金の支払開始日をユーロ円 CB の売却時の資金化が完了する 5 営業日目に合わせるものです。

2015 年 10 月 5 日時点の受益者は、この投資信託約款変更に関する異議申立の権利を有し、2015 年 11 月 5 日(木)までに、委託会社である当社に対し、書面により異議申立てを行うことができます。

上記期間内にご異議のお申し出のあった受益者の受益権口数が、2015 年 10 月 5 日(月)の当該投資信託約款に係る受益権の総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、予定通り 2015 年 11 月 12 日(木)に投資信託約款の変更を行い、2015 年 12 月 3 日(木)から適用します。この条件を満たさなかった場合は、投資信託約款の変更を行いません。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具